

第19期

第35回

総会議事録

令和6年2月20日

1. 開催年月日 令和6年2月20日(火)

2. 開催場所 正庁

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	出席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15			
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17			
18	伊藤城治	欠席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉 村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時00分

8. 閉会宣言 14時03分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

中尾 一明

署名人

濱尾 文博

事務局	<p>ただいまより、第35回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、伊藤 城治委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>ご苦労様です。皆さん、健康に充分注意して今後も活動よろしくお祈いします。</p> <p>慎重審議をお願いして挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>よろしくお祈いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>10番 中尾 一明 委員</p> <p>16番 濱尾 文博 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>正誤表をご覧ください。議案訂正がございます。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>安積2番の申請人の農業従事者欄でございますが、人数が「0人」になっておりますが、正しくは「2人」になります。また、農機具所有状況欄でございますが、「0台」になっておりますが、正しくは「1台」に</p>

	<p>なります。</p> <p>次に、議案書の3ページをお開きください。</p> <p>喜久田13番の申請人の農業従事者欄でございますが、人数が「5人」になっておりますが、正しくは「1人」になります。また、農機具所有状況欄でございますが、「7台」になっておりますが、正しくは「2台」になります。</p> <p>お詫びして訂正いたします。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>池上慎一郎委員の調査報告を求めます。</p>
池上慎一郎 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>借人が農作業に従事します。</p> <p>借人は新規就農者で私が面談をしました。</p> <p>ねぎの栽培が連作になっており、品質向上と規模拡大のためです。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。 遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は資金を必要とするため、農業開始です。 2月7日、事務局会議室で佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>まず渡し人ですが、以前から体調を崩しており、今後農業に従事することが難しいと判断して仲介業者に依頼していました。</p> <p>受け人においては、自宅から近くまた通勤途中の場所であり、購入を決めたとのことです。</p> <p>農地取得後は夫婦で野菜栽培を行います。 また近所に空き家があると聞き、そこに定住することにしたそうです。</p> <p>以上調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、3番から5番までの 3件について付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

申請の事由は贈与、農業開始です。

関係は兄嫁と義弟です。

2月7日、事務局会議室で佐久間会長、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

受け人は現在、埼玉県に在住していますが、これから何年か通って妹に手伝ってもらいます。

将来は親の介護をしながら、畑仕事をやっていきたいとのことです。畑は近くの知人にトラクターで耕耘してもらい花と野菜を栽培します。

2月2日、事務局職員と現地調査をし、すべて畑として野菜が作付けされていまして

調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に伊藤委員に代わり4番と5番の調査結果を報告いたします。まず4番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、農業開始です。

2月7日、事務局会議室で佐久間会長、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

農機具は所有しているものを使用し、農作業は本人と母が行い水稻を栽培します。米粉を使用したスイーツの販売を行うとのことです。

これらの農地について、現地調査をしましたが、きれいに管理されております。

次に5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、経営拡大です。

2月11日に現地調査及び渡し人、受け人への聴き取り調査を行いました。

農機具は知人より借り、農作業は受け人本人と妻が行います。野菜を作付けします。申請地は草刈りがなされ農地として

	<p>適正に管理されております。</p> <p>4番、5番ともに、現地調査をしましたが、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番から5番までの3件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番から5番までの3件について許可と決めます。</p> <p>次に、6番から9番までの4件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>6番から9番までの4件について、調査の結果を報告いたします。まず、6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、遺贈です。</p> <p>受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>次に、7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に、8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、同一世帯の子への贈与です。</p> <p>受け人と母が農作業に従事します。</p> <p>次に、9番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、</p>

	<p>記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、息子、2人の娘が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番から9番までの4件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番から9番までの4件について 許可と決します。</p> <p>次に、10番1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>10番1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は高齢化、農業開始です。</p> <p>使用貸人と使用借人は親子です。</p> <p>2月7日、事務局会議室で佐久間会長、吉田職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>農業開始後、適正に管理していくとのことでした。</p> <p>また2月5日、現地調査及び使用貸人に聴き取り調査をしたところ 申請地は適正に管理されており必ず耕作する旨の確約書が 添付されています。</p> <p>農作業常時従事要件につきましては、父親の協力のもと 農作業に従事する予定です。</p>

	<p>地域との調和要件については、地域の利用調整に協力する旨、確約しており、問題はないと思われます。</p> <p>以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生ずる恐れはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>10番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、10番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、11番と12番の 2件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番と12番の 2件について、調査の結果を報告いたします。まず、11番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業廃止、経営拡大です。受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>次に、12番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、知人への贈与です。受け人と息子、息子の妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p>

	<p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>11番と12番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、11番と12番の 2件について 許可と決めます。</p>
議長	<p>次に13番 1件について付議いたします。 この件につきましては、私が渡し人の共有者にな っておりますので、農業委員会等に関する法律 第31条第1項による議事参与の制限に該当しますので 議長を交代し、退席いたします。</p>
	<p>(会長が退席する。)</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>13番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、同一世帯の孫への贈与です。 受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	13番 1件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、13番 1件について、許可と決めます。 退席委員の復席を求めます。
	(会長が復席する。)
吉田職代	議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。 次に、14番と15番の 2件について、付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	14番と15番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 渡し人の実家は申請地の隣地にあるものの、現在他県で働いており、退職後も耕作の意志がないことから農地を処分し、農業を廃止するために隣接する農地を耕作している受け人に譲渡するものです。 受け人は以前から隣地を耕作しているため、地域との調和要件は問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。 次に15番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 この案件は昨年8月18日の総会で許可を受けた農地の隣地で前回同様、苔のシート栽培をすることです。 地域活動には積極的に参加し、地域に溶け込むよう努めます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、

	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	14番と15番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、14番と15番の 2件について 許可と決します。
	次に、16番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	16番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。
	これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。
	また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	16番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、16番 1件について 許可と決します。
	次に、17番 1件について、付議いたします。

	降矢セツ子委員の調査報告を求めます。
降矢セツ子委員	<p>17番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>これらの農地は周辺農地と調和のとれた利用状況で、 適正に管理すると認められます。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われるが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	17番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、17番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、18番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>18番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われるが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	18番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、18番 1件について 許可と決します。 次に、19番 1件について、付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。
中尾 一明 委員	19番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 2月7日、事務局会議室で佐久間会長、吉田職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は渡し人の長男です。 事情があって長男への贈与を行うことになり、それに伴う 3条申請です。 1月31日、事務局職員とともに現地調査を行い、いずれの 農地もきれいに管理されていました。 受け人は農業経験が以前からあり、実質耕作しているのは 受け人です。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われませんが、 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	19番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、19番 1件について 許可と決します。

	<p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
<p>藤田 稔 委員</p>	<p>1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は一般住宅です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>2月7日に現地調査を行いました。</p> <p>当該農地は、片平地区集落地区計画区域内にあります。</p> <p>申請地の北側・南側は道路で、東側は宅地、西側は隣接所有者の農地となっています。</p> <p>周辺農地への影響については、法面保護工事の造成を施工し土砂の流出を防止します。雨水は道路側溝に排出し、雑排水・汚水は合併浄化槽で処理後、道路側溝に排水します。</p> <p>また2月15日に代理人の行政書士に電話で確認を行いました。</p> <p>申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが適正に進んでおり、充分と思われれます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われれますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p> <p>農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場（これらの支所を含む。）並びにこれらに掲げる施設に類する施設の</p> <p>周囲おおむね500m以内の公共施設近距離農地です。</p> <p>申請地は片平行政センターから500m以内の距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は</p>

	<p>申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては、 委員が渡し人になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	<p>(該当委員が退席する)</p>
議 長	<p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>2番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は一般住宅です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 この案件は9月総会で許可したものです。今回、この申請に 錯誤があり、受け人が一人から二人に変更して再申請したものです。 顛末書も添付されています。 2月7日、現地調査を行い、併せて渡し人に聴き取り調査を 行いました。申請地は市街化調整区域で片平地区集落地区計画内に あります。農振地区外です。 また2月15日に代理人の行政書士に電話で確認を行いました。 申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが適正に</p>

	<p>進んでおり、充分と思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で1番 同様です。</p> <p>申請地は片平行政センターから500m以内の距離にあります。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>退席委員の復席を求めます。</p>
	(退席委員が復席する。)
議 長	次に、3番から5番までの 3件について付議いたします。濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	<p>3番から5番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず3番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は資材置場、重機置場、駐車場です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>富久山町久保田に資材置場を借りていましたが、地主の都合により返却を求められ、代替えとして今回の申請に至りました。</p>

申請地には重機や車両、土木資材を置くとのことで、土砂の流出の恐れのある面には鋼性パネルを設置し、流出を防ぎます。

また雨水と排水は市道側溝に排出するので周辺農地への影響はないものと思われます。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に4番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は住宅進入路です。

農地区分は第1種農地と判断しました。

申請地には整地・転圧をし、砂利敷にすることで土砂の流出を防ぎます。雨水は自然浸透及び西側既存側溝に排水します。

申請地は既存の進入路と渡し人の宅地の間にある農地で周辺農地への影響はないものと思われます。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に5番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は苔栽培に要する農業用資器材置場です。

農地区分は第2種農地と判断しました。

申請地に隣接する農地はなく市道、山林、宅地に囲まれており雨水は自然浸透するため、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

3番から5番までの3件について、調査結果の補足説明をいたします。

まず、3番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、第2種農地の転用は

申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが
農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから
許可できると考えています。

次に、4番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで
甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の
一団の農地の区域内にある集団農地です。

許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で
既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。

次に、5番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
富久山町福原字白石田120-3の農地区分は、
農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで
3番 同様です。

許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、
3番 同様です。

富久山町福原字白石田120-16の農地区分は、
農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で
農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める
農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき
土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。

許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、
農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する
農用地利用計画において指定された用途に供するために
行われる農業用施設事業です。

その他の事項については、記載のとおりです。

以上補足説明といたします。

議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
----	----------------------------------

	(質問、意見なし)
--	-----------

議 長	3番から5番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、3番から5番までの 3件について、許可と決します。</p> <p>次に、6番と7番の 2件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>6番と7番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず6番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は別荘の駐車場です。</p> <p>隣接する26番1については一昨年11月、26番2については昨年7月に転用許可され、駐車場になっています。</p> <p>今回の申請はヨットクラブの活動拡大及びボート拡充に伴いトレーラー駐車場への転用です。</p> <p>申請地は前回と同じく休耕中で、維持管理農地です。</p> <p>申請地を併用地と一体利用するため申請地を盛り土し、隣接地及び東側道路と同じ高さにします。西側には擁壁を設け、土砂の流出を防ぎます。汚水及び雑排水の使用・排水はありません。</p> <p>また申請地は集団農地の縁辺部であるため、周辺農地の蚕食はなく、日照・通風等周辺農地への影響もないと考えます。</p> <p>次に7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は太陽光発電施設用地です。</p> <p>申請地は休耕中で維持管理農地です。</p> <p>許可後も地盤形状の変更は行わず、平地のため土砂の流出はありません。汚水及び雑排水の使用・排水はありません。</p> <p>またパネルの設置は小規模で高さもないため、日照等の周辺農地への支障はないと考えます。</p> <p>さらにパネル設置は併用する宅地部分に建設し、申請地は事業に伴う資材置場として使用する計画であり、念書も提出されております。</p> <p>現在は登記簿の所有者住所に現住所との相違がありますが、申請地の課税は所有者にされており、所有者とのつながる書類も</p>

	<p>近々提出すると行政書士から事務局が確約を取っています。</p> <p>調査の結果、2件とも農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>6番と7番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>まず、6番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで、甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で4番 同様です。</p> <p>次に、7番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は、許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番と7番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、6番と7番の 2件について、許可と決めます。</p> <p>次に、8番 1件について付議いたします。</p>

	<p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一委員	<p>8番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農家住宅です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>使用貸人と使用借人は親子関係です。</p> <p>使用借人は現在、アパートを借りて生活しながら親とともに農業を営んでおり、近い将来営農を引き継ぐ予定で、両親の扶養を考え父親所有の土地で、耕作地に近い土地を選定しました。</p> <p>申請地の南側は道路でその他は農地ですが、平坦地で土砂の流出はありません。雨水は既存勾配を利用して既存側溝に放流し、污水及び生活雑排水は浄化槽で処理します。</p> <p>周辺農地に係る営農条件につきましては南側は道路で、その他は農地ですが、敷地境界から距離を置いて建築するため、日照等の被害も生じないと思います。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで</p> <p>3番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、</p> <p>3番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から28番までの 28件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から28番までの28件について、所有権移転8件、利用権設定20件の申請があり審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますがご審議のほどよろしくお願いたします</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番から28番までの 28件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番から28番までの 28件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人、土地の表示及び申請事由は記載のとおりです。</p> <p>今回の申請は工事期間の延長です。</p> <p>郡山市発注の上下水道工事を進めるにあたり、資材の搬入が遅れており、期間延長の申請になりました。</p>

	<p>今後の工事の流れで周辺農地に影響を及ぼすことに対しては地権者に説明し、農耕車両を最優先するとのことでした。</p> <p>以上調査の結果、承認相当と思われますがご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決します。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>1番の調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>2月2日、事務局職員2名と現地調査を行いました。</p> <p>申請地は急な斜面で道路がなく、下は川になっており竹林と雑木が生い茂っています。本人に確認したところ、30年以上耕作していないとのことでした。</p> <p>以上調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>2番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 1月31日、事務局職員と現地調査をしました。 申請地の北側は河川、南側は国道に挟まれた河川敷の農地で 相続時から竹林に覆われていました。 隣接地も申請地と同様のため、農地に復元することは困難と 判断しました。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>3番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 事務局と1月30日、合同で現地調査しました。 申請地は20年以上経過した杉林になっており、現状は山林状態です。 また車が入る道路はありません。 そのため、農地に復元することは困難と判断しました。 電話で本人に聴き取り調査を行い、申請に間違いのないことを 確認しました。</p>

	<p>以上調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>4番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 12月28日、事務局職員と現地調査を行いました。 平成15年頃より、耕作していません。</p> <p>以上調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、5番 1件について付議いたします。 中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>5番の調査結果を報告いたします。</p>

	<p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>1月31日、事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地は平成初期から山林化していると思われ、周囲の山林と一体化しています。</p> <p>以上調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。細山委員。</p>
細山 文昭 委員	<p>申請人は3条申請に出てきた人と同じだと思んですけど</p> <p>経営面積が合わないですが、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>農地基本台帳を確認したところ、経営面積に誤りが</p> <p>確認できましたので訂正させていただきます。</p>
議長	<p>その他、ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る</p> <p>意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号は農業振興地域整備計画の変更について、</p> <p>郡山市長から意見を求められましたのでお諮りするものです。</p> <p>始めに農用地区域からの除外について資料1-1をご覧ください。</p> <p>除外の内容ですが、錯誤及び非農地判断により農用地区域から</p> <p>除外するものです。</p> <p>次に資料1-2をご覧ください。錯誤により除外するのは</p> <p>記載のとおりで合計2筆、519㎡です。</p> <p>次に資料1-3をご覧ください。農業委員会で現況が山林、</p>

	<p>原野であることを理由として非農地判断した農用地について農用地区域から除外するものの詳細は記載のとおりで合計244筆、120,301.61㎡です。</p> <p>次に農用地区域への編入について資料2-1をご覧ください。編入の内容ですが、記載の筆の面積は1,772㎡ですが、農用地面積は1,752㎡となっており、農用地区域になっていなかった20㎡を編入するものです。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします</p>
議長	<p>ただいまの説明についてご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	(意見交換を経て)
議長	<p>ほかに、ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番 1件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から16番までの 16件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり、1番から3番までの 3件について</p>

	<p>通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「農地法第5条第1項の規定による許可処分を取り消しについて」次のとおり、1番1件について取消願いの提出があり、適当と認め取消したので報告する。 報告第4号を終わります。</p> <p>ただいまの第1号から第4号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に1月17日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、申し出があった各案件の概要を説明いたします。</p> <p>お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の可否見込みについて及びタブレットの資料をご覧ください。</p> <p>12月締め切り分で、6件の申請がありました。</p> <p>1番から4番までが農業振興地域の除外の申し出、軽1番と軽2番が農業振興地域整備計画の軽微な変更申し出です。</p> <p>中央1番の事業目的は駐車場です。</p> <p>申出者は、隣地に物流施設の整備が計画されていますが、駐車場が不足するためこの物流施設に貸すものです。</p> <p>申請地は、郡山中央スマートインターチェンジからおおむね300m以内の第3種農地、公共施設便益地域内農地と郡山中央スマートインターチェンジから300mを超えた10ha以上の規模の集団農地で第1種農地です。</p> <p>第3種農地の転用は許可できます。</p> <p>また、第1種農地の部分については、</p>

主として第1種農地以外事業として許可できます。

なおこの件は、取り下げになりました。

喜久田2番の事業目的は、進入路です。

申出者は、自宅と市道との間に進入路を作るものです。

申請地は10ha以上規模の集団農地で第1種農地ですが、既存施設の拡張事業として許可要件があります。

田村3番の事業目的は、ドライブインです。

申出者は、ここにドライブイン、コンビニエンスストアを建設することにしました。

店舗と物置、大型車2台と普通車26台の駐車場に使用するものです。

申請地は土地改良した第1種農地ですが、主要地方道小野・郡山線の沿道にあり、流通業務事業として許可できます。

田村4番の事業目的は、一般住宅です。

申出者は、結婚を機に実家の近くに住宅を建築することにしました。住宅と普通車2台分の駐車場に使用するものです。

申請地は、いずれにも該当しない第2種農地ですが、農地以外に適当な土地がなく、周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

喜久田軽1番の事業目的は農業用倉庫です。

申請地は農用地ですが、200㎡未満の農業用施設のため、農地法施行規則第29条第1号の規定により許可不要です。

田村軽2番の事業目的は埋設場です。

申出者は、養鶏業を営んでおりますが、鳥インフルエンザが発生した場合に備えて、鳥の死体、卵、飼料等の埋設場を作るものです。

申請地は農用地ですが、農業用施設として許可できます。

以上で、今回の申請の概要説明といたします。

議 長	次に中尾 一明委員から、審議の内容を報告願います。
中尾 一明 委員	1月17日に特別委員会を開催し、ただいま事務局から説明がありましたとおり、6件のうち5件は農地転用許可基準を定め1件につきましたは農地転用許可不要とし、市長に報告しています。以上、特別委員会の報告といたします。
議 長	ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定とする旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。その他ございませんか。
	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第35回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第35回総会（令和6年2月20日開催）の概要

第3条 農地の異動は

19件で、田 37, 120㎡ 畑 26, 608㎡ でした。

第5条 農地の転用は

8件で、一般住宅2件、農家住宅1件、駐車場等4件、太陽光発電施設用地1件 でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。